

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該役務に係る平成24年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成24年1月23日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 平成24年度電気通信設備点検運転監視業務  
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書等による。
- (3) 履行期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

- (6) 電子入札システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

## 2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けた者であること。有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者」については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（(2)の書類を提出している者を除く。）。
- (4) 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総

会計第 642 号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 沖縄本島内に本店又は支店等の拠点の有すると共に平成 9 年度以降に下記の機関が発注した、次の①～②のいずれか 1 つの設備にかかる点検業務（又は運転監視業務）において、受注者として業務を完了（平成 24 年 3 月 31 日までに完了見込みを含む）しているものとし、その履行実績を証明したものであること。（なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気」又は「電気通信」の施工実績をもって代えることが出来る。）

- ・ 国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）の履行実績
- ・ 地方公共団体及び公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）の履行実績
- ・ 地方公社（地方公共団体が地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。）の履行実績
- ・ 上記の機関が発注した点検業務の再委託を受けての履行実績
- ・ 民間企業発注の点検業務の履行実績

① 多重無線装置

② 長距離（30km 以上）用光伝送設備

- (6) 本業務の配置予定管理技術者は平成 24 年 4 月 1 日の時点で次の①から④のいずれかひとつの条件及び⑤並びに⑥の条件を満たすこと。なお業務経験は、電気通信施設点検基準に記載のあるいずれかの設備の点検業務（再委託の実績を含む）の実績または建設業法上の建設工事のうち、「電気」又は「電気通信」の施工実績とする。

① 学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後 3 年以上の業務経験を有する者であること。

② 学校教育法による高等学校において電気工学又は電子工学の学科を修めたもので、卒業後 5 年以上の業務経験を有する者であること。

③ 上記①及び②以外の者で、7 年以上の業務経験を有する者

④ 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が 3 年以上あること。

ア) 技術士（総合技術監理部門（電気電子））

イ) 技術士（電気電子部門）

ウ) 一級電気工事施工管理技士

エ) 第一級、第二級総合無線通信士

オ) 第一級、第二級陸上無線技術士

カ) 第一級陸上特殊無線技士

⑤ 通常の勤務時間帯において、沖縄本島内を主たる勤務地としていること。

⑥ 配置予定管理技術者は、沖縄総合事務局（国土交通省を含む。）発注の他の点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務する事が出来る。なお、兼務する場合は、平成 24 年 4 月 1 日現在の手持ち業務量（電気通信施設の点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）において 1 億円未満かつ 4 件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は複数申請できるものとする。なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たすものを管理技術者として

特定するものとする。

管理技術者の手持ち業務量は本業務の特定後から履行期間中に上記条件を越えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の a～c までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

- a 当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。
  - b 当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び業務経験等）を有する者。
  - c 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。
- (7) 本業務の配置予定点検者のうち 2 名以上は、平成 24 年 4 月 1 日の時点で次の条件を満たすこと。（但し、点検者は下請け業者の所属であっても良いこととする。）
- ① 通常の勤務時間帯において沖縄本島内を主たる勤務地としていること。
  - ② 迅速なメンテナンス体制（24 時間体制とする。）が整備されていることを証明したものであること。
- (8) 3.(3)の交付期間中に仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、3.(4)の受領期限までに競争参加資格確認申請書等を提出していること。
- (9) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 電子入札システムの URL 及び問い合わせ先  
国土交通省電子入札システム <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>  
〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号  
沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係  
電話 098-866-0031（内）2528
- (2) 紙入札方式による入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
(1)の問い合わせ先に同じ  
希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。
- (3) 入札説明書の交付期間  
平成 24 年 1 月 23 日（月）から平成 24 年 2 月 6 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分～17 時 15 分まで
- (4) 電子入札システムによる入札書類データ（競争参加資格確認申請書等）及び紙入札方式による申請書等の受領期限  
平成 24 年 2 月 6 日（月） 17 時 15 分
- (5) 電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限  
平成 24 年 2 月 29 日（水） 12 時 00 分  
郵送（書留郵便に限る。）の場合は上記まで必着すること。
- (6) 開札の日時及び場所  
平成 24 年 3 月 1 日（木） 11 時 00 分  
沖縄総合事務局開発建設部入札室

#### 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項
  - ① 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（競争参加資格確認申請書等）を上記3(1)に示すURLに提出しなければならない。
  - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(a), (b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及びその他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

また、予め限定したICカード以外を使用した場合、入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した特定役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (7) 本案件にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は、平成24年4月2日とする。ただし、当該案件にかかる平成24年度予算成立が4月3日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、履行開始日は平成24年4月1日からとする。（平成24年度予算成立が4月3日以降となった場合も同じとする。
- (8) 手続きにおける交渉によって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする可能性があるかの有無 無
- (9) 詳細は入札説明書による。